

第2章 地球温暖化対策の推進と低炭素社会の実現

第1節 地球温暖化防止対策の総合推進

1 県民運動による対策の推進

愛媛県地球温暖化防止県民運動推進会議を核とした県民総ぐるみによる地球温暖化防止のための具体的取組として、次の事業を実施した。

(1) クールビズ四国キャンペーン（四国4県連携事業）

夏場のエネルギー使用の削減を図るため、四国地球温暖化対策推進連絡協議会（四国4県の地球温暖化対策担当課で構成）の主催により、「クールビズ四国」キャンペーンを実施した。

東日本大震災以降、全国的な電力不足が懸念されており、国の動向に合わせて、平成23年度より実施期間を5月から10月まで拡大している。

目的	適正冷房（28℃）及び軽快な服装（ノーネクタイ・ノー上着など）での勤務を、県内各層へ普及・啓発し、オフィスの省エネルギーを促進する。
実施期間	平成27年5月～10月
啓発方法	・ポスター（2,000枚）、チラシ（ポスターの縮小版）の配布 ・文書等による協力要請 ・県ホームページへの掲載、報道機関への資料提供
参加機関	342企業・団体、20市町、県

(2) ウォームビズ四国キャンペーン（四国4県連携事業）

冬季の暖房機器等によるエネルギー使用量削減のため、県独自の取組として「ウォームビズえひめキャンペーン」を実施した。

目的	適正暖房（20℃）及び暖かい服装での勤務を、県内各層へ普及・啓発し、オフィスの省エネルギーを促進する。
実施期間	平成27年11月～平成28年3月
啓発方法	・文書による協力要請 ・ポスター（1,500枚）の配布 ・県ホームページへの掲載、報道機関への資料提供
参加機関	233企業・団体、20市町、県

(3) ライトダウンキャンペーン

県民が温暖化対策を実践するきっかけづくりとするため、ライトアップ施設等の消灯を呼びかけるアースデイ・ライトダウンキャンペーン（県単独）及びムーンナイト SHIKOKU（四国4県連携事業）を実施した。

目的	四国内のライトアップ施設や広告塔等の一斉消灯を行い、県民が日常的な温暖化対策を実践するきっかけづくりとすることを目的とする。	
名称	アースデイ	ムーンナイト SHIKOKU
実施期間	平成27年4月22日の夜8時から10時までの2時間	中秋の名月（平成27年9月27日）を含む1週間（平成27年9月24日～9月30日）の夜8時から10時までの2時間
啓発方法	・文書による協力要請	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県ホームページへの掲載、報道機関への資料提供 ・ P R ツールの作成、配布 	
参加施設	151 企業・団体の 360 施設	138 企業・団体の 329 施設
削減電力量	2, 102kWh	10, 820kWh

(4) みんなで出かけまシェアキャンペーン

電力需要期である夏季及び冬季に、家族揃って快適に過ごせる場所への外出を促す「クールシェア」、「ウォームシェア」の各キャンペーンを実施した。

目的	公共施設や商業施設等への外出を促すことにより、電力需要期における家庭のエネルギー使用量削減を図るとともに、県民の省エネ・節電意識の向上を図ることを目的とする。	
名称	クールシェア	ウォームシェア
実施期間	平成 27 年 7 月～平成 27 年 9 月	平成 27 年 12 月～平成 28 年 2 月
啓発方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書による協力要請 ・ 県ホームページへの掲載、報道機関への資料提供 ・ 県民が夏・冬の暑さ・寒さをしのぎ、のんびりした時間を過ごしていただくため、協力施設にてキャンペーン期間中の来店者・来場者への割引などの特典、または、無料で利用できる施設・イベント等のサービスを実施 	
協力施設	115 施設	95 施設

【愛媛県地球温暖化防止県民運動推進会議】

本県では、増加傾向にある温室効果ガスの排出量の削減に県内の各界各層が一体となって取り組んでいくため、県内の企業・団体・自治体など 198 団体の参加を得て、平成 20 年 6 月 16 日に「愛媛県地球温暖化防止県民運動推進会議」を設立した。〔平成 28 年 3 月末現在の参加団体数：268 企業・団体〕

設立総会では、「かけがえないふるさと愛媛、そして地球を守るために、私たち一人ひとりが、できることから温暖化防止のために行動する」ことを誓った県民運動開始宣言を採択した。

県では、同会議を核として、企業や団体、自治体など、各主体間での情報交換や連携を密にし、より効果的な温暖化対策を推進しており、家庭・オフィス・工場・運輸などの各部門においても、適正な冷暖房温度の設定、クールビズ、エコドライブなど、温暖化防止に向けた身近なところからの取組が進められている。



愛媛県地球温暖化防止県民運動推進会議 設立趣意書

地球温暖化は、私たちの日常生活や生産活動に伴って発生する温室効果ガスにより、地球全体の温度が上昇する現象で、自然の生態及び人類の生存基盤に影響を及ぼしかねない極めて深刻な環境問題です。

我が国では、平成9年に採択された京都議定書において、平成2年を基準年として平成20年から平成24年までにおける温室効果ガスの年平均排出量を6%削減することを数値約束といたしております。

しかしながら、平成18年度の全国の温室効果ガス排出量は、逆に約6.2%増加しており、愛媛県におきましても、県の推計によりますと、平成17年度の排出量は、平成2年度比で約23%も増加している現状となっております。

このような中、国においては、平成19年度末、京都議定書目標達成計画を改定して対策を強化し、目標達成のために実効性のある対策、施策に取り組むこととしたところであり、本県でも、今後、更なる対策に取り組むことが必要となっているところであります。

このため、私たちは県内各界の関係団体等に広く呼掛けを行い、「愛媛県地球温暖化防止県民運動推進会議」を設立することといたしました。

当推進会議は、御参加いただく各団体の温暖化防止運動の展開や県民の意識啓発、情報の収集及び提供、各団体間の連絡調整等を行っていくこととしており、これにより、地球温暖化防止活動を県民運動として盛り上げ、県民が一体となって地球温暖化防止対策に継続的に取り組む社会的気運の醸成を図ることを目的としております。

つきましては、是非当推進会議の設立趣旨に御賛同いただき、格別の御理解をもって御参加を賜りますとともに、地球温暖化防止に御尽力をいただきますようお願い申し上げます。

平成20年5月30日

発 起 人

愛媛県商工会議所連合会

四国電力株式会社松山支店

社団法人愛媛県トラック協会

えひめ消費生活センター友の会

特定非営利活動法人愛媛県環境保全協会

会 頭 麻生 俊介

支店長 玉井 左千夫

会 長 城戸 猪喜夫

会 長 窪田 恕子

会 長 柴田 達也

地球温暖化防止県民運動開始宣言

私たちのふるさと愛媛は、瀬戸内海や宇和海、石鎚山に代表される豊かで美しい自然に恵まれ、これらは、私たちの生活に潤いと安らぎを与えてくれています。

しかし、今、私たちを取り巻く環境は、危機に瀕しています。産業革命以降、大気中の二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの量が増え続けたことにより、地球の温暖化が進み、このまま何の対策も講じなければ、人類の生存基盤である地球環境に多大な影響を与えることが明白な状況です。

地球温暖化を防止するため、世界が協力して作った京都議定書が平成17年に発効しました。この京都議定書では、我が国は、本年から平成24年の第一約束期間に、平成2年に比べて6%の温室効果ガス削減目標を達成することが義務付けられています。

しかし、我が国の平成18年度の温室効果ガス排出量は、減少するどころか6.2%増加しています。

また、本県においては、平成17年度の温室効果ガス排出量が平成2年度に比べて23%（※）も増加したと推計されるなど、削減目標6%の達成は、極めて厳しい状況となっており、地球温暖化を防止するため、私たちの暮らし方や社会の仕組みをもう一度見直すことが求められています。

今こそ、かけがえないふるさと愛媛、そして地球を守るために、私たち一人ひとりが、できることから温暖化防止のために行動することを誓い、ここに全県民が一体となった「地球温暖化防止県民運動」を開始することを宣言します。

平成20年6月16日

愛媛県地球温暖化防止県民運動推進会議

2 県自らの率先行動の推進

平成27年3月に改定を行った愛媛県地球温暖化防止実行計画に基づき、県は、県全体の温暖化対策の牽引役として、県民や事業者、市町の模範となるよう自らが率先して行動し、自らの事務及び事業からの温室効果ガスの排出削減に努めている。

なお、新たに追加した主な対策・施策は次のとおりである。

- ・小水力・風力等の再生可能エネルギーの促進
- ・家庭用燃料電池・蓄電池の普及拡大
- ・自転車による「エコ通勤」の推進
- ・環境に配慮したえひめ国体の開催
- ・気温の上昇に対応するための「適応策」など

(1) 愛媛県地球温暖化防止活動推進員

地域における地球温暖化防止対策を推進するため、平成17年4月から、地球温暖化防止対策の推進に関する法律第37条に基づき、地球温暖化に関する自主的な啓発、調査、指導・助言、情報提供などに取り組む愛媛県地球温暖化防止活動推進員を委嘱している。（平成28年3月末現在：58人）

(2) 愛媛県地球温暖化防止活動推進センター

地球温暖化対策の推進に関する法律第38条に基づき、公益社団法人愛媛県浄化槽協会を愛媛県地球温暖化防止活動推進センターに指定。（指定期間：平成27年4月から平成32年3月までの5年間）

同センターは、県との連携のもと、普及啓発事業の実施等を通じ、県内の地球温暖化防止を推進する活動を行っている。

第2節 エネルギー消費の少ないライフスタイルへの転換

1 家庭における温暖化防止対策の推進

県の環境イベントにおいて、パネルを展示して、省エネ・節電の呼びかけを行うとともに、県ホームページにおいて、家庭でできる節電対策の周知を行った。

また、愛媛県地球温暖化防止活動推進センターとの連携のもと、家庭のエネルギー使用量や二酸化炭素排出量を計算する「環境家計簿」の普及を図るとともに、エコバックの普及やレジ袋の削減など省エネ型の消費行動の普及を促進した。

2 省エネ住宅、家電等の普及拡大

エネルギー効率の飛躍的向上に資する家庭用燃料電池のほか、再生可能エネルギーの有効活用を図る家庭用蓄電池の導入を促進するため、市町との連携による支援を行った。

補助対象	平成27年度補助件数
家庭用燃料電池	100件
家庭用蓄電池	115件

3 次世代自動車の普及促進

(1) 充電インフラ設置促進

県では次世代自動車の普及促進を後押しするため電気自動車の充電設備の設置促

進に取り組んできた。

電気自動車の普及拡大に不可欠な充電設備については、民間による設置を促進するため、国の補助金申請窓口となっている次世代自動車振興センターや自動車メーカーと連携し、助成制度合同説明会を開催するとともに、個別に道の駅や大型産直施設の設置者、コンビニや大型商業施設の本部事務所などを訪問し、助成制度を活用した充電設備の設置を働きかけてきたところである。

その結果、県内の設置場所は約200箇所となり、一定程度数の充電設備は普及したと考えられる。今後は、各地域における電気自動車の普及状況や実情を勘案しつつ、利用者の安心感を高めるため、計画的に最適な位置に設置できるよう働きかけを行う予定である。

4 公共交通機関の利用促進

県では、平成18年8月に「愛媛県公共交通利用推進宣言」を行い、同年9月から、毎月1回、県民の協力のもとで「ノーマイカー通勤デー」を設定し、公共交通機関の利用促進を図っており、その活動を通じて、マイカー偏重のライフスタイルの転換を促し、CO₂の排出削減に取り組んでいる。

第3節 低炭素型のビジネススタイルの実現

1 温室効果ガス排出量の適正な把握の促進

本県では、全国に比べ産業部門からの排出割合が高く、県内のCO₂排出量の約50%を占めていることから、排出量年間10万トン以上の事業所を対象に、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、国へ提出した報告書の写し提出を求め排出量の把握に努めるとともに、一部の事業所に対しては、現地調査を行い、温暖化対策の取組状況の確認や排出削減の要請を行った。

2 省エネルギー化の推進

(1) 新エネルギー等関連設備導入促進支援事業費補助金

エネルギー効率の飛躍的向上に資する家庭用燃料電池の導入を促進するため、市町との連携による支援を行った。

(2) 環境保全資金融資制度

県では、中小企業者等が、工場などから出るばい煙や汚水などの処理施設等の公害防止施設を設置したり、環境保全施設を整備する場合又は公害を防止するために工場などを移転する場合に、これに対して低利で資金の融資を行うため、昭和45年度に資金預託方式による「愛媛県中小企業公害防止資金貸付制度」を創設した。昭和47年度から利子補給方式に改め、平成11年度には、地球温暖化や資源のリサイクル等の新たな環境問題に対応するため、「愛媛県環境保全資金融資制度」と改称し、融資を行ってきた。

これまでに、償還期間の延長や、貸付限度額を2,000万円から5,000万円に拡大するなどの改正を行うとともに、平成14年度には土壌・地下水浄化対策、工場等の緑化を、平成15年度には企業者のISO14001取得を融資対象に追加し、平成18年度には、アスベストに関する調査・除去等も融資対象であることを明文化するなど、県内中

小企業者の環境に配慮した事業活動の推進を図っている。

平成21年度には、中小企業者が返済方法を個別事情により選択できるよう返済方法を改正、平成22、23年度は、温暖化対策施設の整備、地域環境整備支援、廃棄物由来再生可能エネルギーの利用促進の事業については、グリーンニューディール基金を活用し無利子とした。

平成27年度には、省エネルギー、省資源、廃棄物削減等の環境配慮を一層定着させるため、国際規格であるISO 14001のほか、中小事業者向けのエコアクション21などを含めた環境マネジメントシステムの認証取得を融資対象とした（表2-2-1参照）。

平成28年度には、制度の更なる利用促進のため、申請時に必要な添付書類の簡素化を図った。

表2-2-1 環境保全資金融資制度の概要（平成27年度）

区 分	内 容
融 資 対 象 事 業 者	中小企業者又は中小企業団体 (愛媛県内に工場又は事業場を有するもので、6ヶ月以上引き続いて現在の事業を営んでいるもの)
融 資 の 条 件	融資限度額 5,000万円以内 融資期間 10年以内(措置期間1年以内を含む。) 返済方法 原則として分割弁済 融資利率 年1.70%
融 資 の 対 象	1 公害防止施設等 ばい煙処理施設、汚水処理施設、騒音振動防止施設 産業廃棄物処理施設、土壌・地下水・アスベスト浄化対策 等
	2 環境保全施設等 フロン等回収・処理施設、資源リサイクル施設、 省資源・省エネルギー施設、低公害車、雨水貯留施設 温暖化対策施設、緑化 等
	3 公害を防止するための工場又は事業場の移転
	4 ISO14001の認証取得等

3 エコドライブの推進

運輸部門の温室効果ガス排出量削減対策として、「愛媛県エコドライブ推進事業所登録制度」を平成19年度に運用開始し、事業所でのエコドライブの取組、実践を促進した。

(1) エコドライブ推進事業所登録制度

項 目	内 容
目 的	「運輸部門」の温室効果ガス排出量削減対策として、事業所におけるエコドライブの取組、実践を促進する。
実施内容	19年12月12日創設(28年3月末現在 361事業所) ・エコドライブの推進を宣言する事業所を募集し、登録・公表 ・登録した事業所には、登録証及びステッカーを配布するほか、情報提供や講習会等を実施 ・登録事業所での取組をホームページ等で紹介

(2) エコドライブ普及パネル展

実施日：平成27年11月2日～11月6日（県庁）

平成27年11月9日～11月13日（東予地方局）

平成27年11月16日～11月20日（中予地方局）

平成27年11月24日～11月27日（南予地方局）

内容：エコドライブ推進月間である11月に県庁及び各地方局ロビーにおいてパネル展を実施し、エコドライブ活動の周知を行った。



【県庁パネル展示】



【中予地方局パネル展示】

4 自転車によるエコ通勤の推進

自家用車から公共交通機関、自転車利用への転換を促進するとともに、運輸部門における温室効果ガス削減への意識向上を図るため、エコ通勤普及キャンペーン、えひめサイクルフェスタ、自転車ツーキニストモニター事業を実施した。

(1) エコ通勤普及キャンペーン

実施日時：平成27年9月12日

開催場所：大街道商店街

内容：公共交通機関を含めた「エコ通勤」の普及のため、県・市町・民間企業が開催する環境イベント等に参加し、自転車や公共交通の魅力や情報を広く県民に発信した。



【エコバックづくりの様子】

(2) 「えひめサイクルフェスタ」の開催

実施日時：平成27年10月12日

開催場所：エミフルMASAKI

講師：石井 正則（アリ to キリギリス）

疋田 智（自転車ツーキニスト） 他

内容：自転車利用の裾野を拡大し、自転車通勤者を増加させるため、軽量で快適に移動できるスポーツサイクルの機能性や魅力を広く県民に周知した。



【トークショーの様子】

(3) 自転車ツーキニストモニター事業

モニター期間【前期】平成27年9月7日～11月20日 6事業所・20名

【後期】平成27年12月7日～28年2月19日 5事業所・20名

対象者：県内に事業所等がある企業や団体に勤務する者等

内容：県内事業所等に自転車通勤のメリット等を広く周知し、バイクや車通勤から「自転車通勤」への転換を促進するため、一定期間実際に自転車通勤を行うとともに、血液検査等の実施により健康増進の効果等も検証した。



【メンテナンス講習会の様子】

5 環境マネジメントシステムの導入支援

中小企業を対象に、専門家による無料省エネ診断のコーディネートを行い、省エネ診断結果等に基づき、事業所における温暖化対策の取組を支援した。

また、省エネ診断を受けた事業所に対して、診断結果を活用した体系的・継続的な環境配慮活動へ誘引するため、環境省が策定したガイドラインである「エコアクション21」への普及啓発や導入支援を行った。

平成27年度支援実績：10社

6 国内排出量取引制度、カーボン・オフセット等の普及促進

低炭素社会の構築が世界的な潮流となる中、県内企業が環境付加価値を積極的に活用して企業競争力を高められるよう（公財）えひめ産業振興財団と共同して設立した「えひめ先進環境ビジネス研究会（平成21年9月設立）」では、県内でのカーボン・オフセットの取り組みについて情報収集を行うとともに、カーボン・オフセット商品の販売促進等を図るための取り組みとして、「愛媛県産オフセット・クレジット共通ロゴマーク」の普及や「どんぐりポイントキャンペーン（27年10月17日～11月30日）」のホームページでの広報を行った。

また、24年度からは、大王製紙(株)を中心に森林組合やチップ加工業者らで構成する「えひめの木になる紙生産推進グループ」による、県産間伐材を利用したコピー用紙（「えひめの木になる紙」）の商品化を支援してきたところであり、平成25年4月からの販売開始以降、28年3月末までに22,032箱（売上高：40,886,392円）を販売した。



【えひめの木になる紙】

第4節 再生可能エネルギーへの転換促進

1 小水力・バイオマス発電等の導入促進

エネルギー資源の多様化や有効活用の観点から、比較的導入の進んでいない小水力発電やバイオマス発電などの導入を促進するため、発電事業の実施に向けた可能性調査に対する支援を行った。

2 地域特性を活かしたバイオマスの利用促進

平成24年6月に策定した「愛媛県バイオマス活用推進計画」を広く一般県民に周知するとともに、バイオマス製品に対する県民の意識向上を図るための経済的誘導策を行った。

(1) バイオマス活用普及啓発事業

愛媛県バイオマス利活用促進連絡協議会において、バイオマス活用推進計画を周知し、多様な関係者の適切な役割分担と連携・協力の強化を図るとともに、講師招聘による最新のバイオマス活用動向等の基調講演を行うほか、市町・民間企業が開催する環境イベントに参加し、バイオマス活用製品や近隣市町におけるバイオマス活用の取組みを紹介することで、県民のバイオマスに関する理解を深めた。

また、次世代を担う子どもたちに、地球温暖化防止や循環型社会の形成に大きく貢献するバイオマスの活用について理解と関心を深めさせるため、子ども向け出前講座「バイオマス教室」を開催した。

実施日時：平成27年5月14日から平成28年3月10日

実施施設：久谷中学校、えひめエコハウス、郡中小学校、関川小学校、東予高等学校

参加者数：延べ296人

(2) バイオマス活用県民参加推進事業

平成25年度から、県独自のエコ・アクションポイント制度「エコえひめ・ストップ・ポイント」を構築し、使用済み天ぷら油の回収場所への持ち込みやバイオ燃料の購入などのエコ活動を行った県民に対して、経済的インセンティブを付与し、県民のバイオマス活用に対する意識向上を図った。

実施場所：県内のホームセンター等50箇所

平成27年度使用済み天ぷら油回収量：16,6030

(3) バイオディーゼル燃料普及啓発事業

バイオディーゼル燃料は、使用済み天ぷら油等の植物性油脂等をメチルエステル化して得られる液体燃料であり、軽油に5%混合した「バイオディーゼル燃料5%混合軽油」は、化石燃料由来軽油と同等の品質が確保されている。使用済み天ぷら油の市民回収量が順調に増えてきていることから、これを原料とするバイオディーゼル燃料の利用を推進するため、次のとおり普及啓発等を実施した。

① バイオディーゼル燃料普及イベント開催事業

バイオディーゼル燃料の利用を推進するため、「えひめ・まつやま産業まつり 2015」の会場において使用される電力の一部をバイオディーゼル燃料により発電し、更なる利用拡大と普及啓発を図った。

開催場所：松山市堀之内公園

開催日時：平成 27 年 11 月 21 日～22 日



【バイオディーゼル燃料普及啓発イベント】

② バイオディーゼル燃料モニター事業

県内の旅客車両を有している事業所を対象に一定期間 B5 燃料を使用してもらい、市場での使用実績を積み重ねるとともに、車両にステッカーを掲出し、普及啓発を図った。

モニター事業所	モニター実施期間	モニター車両	台数
宇和島自動車株式会社	平成 27 年 10 月 1 日～ 平成 27 年 10 月 31 日	路線バス（市内線）	1 台
公益財団法人愛媛県動物園協会	平成 27 年 7 月 1 日～ 平成 28 年 2 月 29 日	とべ動物園園内バス （トラバス、ライオンバス）	2 台



【路線バス】



【とべ動物園園内バス】

③ 公用車によるバイオディーゼル燃料普及啓発事業

バイオディーゼル燃料を使用した県公用車を、広告媒体としてラッピングし事業に活用することで、バイオディーゼル燃料が軽油代替燃料であることや、その安全性、環境価値などを県民に広く周知し、認知度の向上及び理解促進を図った。

導入台数：1 台

走行距離：8,689km

給油量：602.50



【バイオディーゼル燃料普及啓発車両】

④ バイオディーゼル燃料理解促進セミナー

バイオディーゼル燃料について理解を促進するためセミナーを実施した。

日 時：平成 28 年 2 月 12 日

内 容：「バイオマスからの水素エネルギー活用について」

講 師：九州大学水素エネルギー国際研究センター 客員教授 田島正喜

⑤ 自家給油施設整備事業

自家給油施設を県・市町・民間が共同で整備し、県民の目に触れる場所に設置することで、バイオディーゼル燃料の普及啓発と利用拡大を図った。

事業主体：今治市

事業内容：バイオディーゼル燃料自家給油施設一式

3 太陽光、風力などの自然エネルギー等の導入促進

(1) 再生可能エネルギー発電導入可能性調査事業費補助金

化石燃料の使用削減などの観点から、比較的導入の進んでいない小型風力発電などについて導入を促進するため、発電事業の実施に向けた可能性調査に対する支援を行った。

発電種別	平成 27 年度補助件数
小水力	1 件
風力ほか	1 件
バイオマス	2 件

(2) 防災拠点再生可能エネルギー導入事業

大規模災害時において、県の防災拠点施設等の機能を保持するため、下記の県有施設に再生可能エネルギーである太陽光発電設備及び蓄電池を導入した。

施設名	導入設備	年間発電量（見込）
総合運動公園（体育館）	太陽光21.8kW 蓄電池50.7kWh	24,825 kwh
第3号南予レクリエーション都市公園（屋内運動場）	太陽光18.3kW 蓄電池40.0kWh	20,840 kwh
繊維産業技術センター（研修室）	太陽光17.2kW 蓄電池30.0kWh	19,587 kwh



【第3号南予レク都市公園】

第5節 低炭素社会の実現に向けた環境負荷の少ない地域づくり

1 CO2吸収源としての森林整備等の推進

森林は大気中の二酸化炭素を吸収し、炭素として蓄える機能を持つことから、植栽や間伐等の適正な森林整備を行うことが地球温暖化を防止するうえで大きな役割を担うものとして注目されている。

我が国は、気候変動枠組条約の京都議定書において、第1約束期間（2008～2012年）に温室効果ガスの6%の削減が義務付けられ、そのうちの3.8%を森林による二酸化炭素吸収で確保することとされ、愛媛県においても間伐を中心とする森林吸収源としての森林整備を進めてきた。

京都議定書の第2約束期間（2013～2020年）には参加していないものの引き続き国際的な責務を果たすため、温室効果ガスの排出削減努力を続けることとして、森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化を図るため、愛媛県においては平成25年9月に「特定間伐等の実施の促進に関する基本方針」を定めたほか、「えひめ森林・林業振興プラン」（平成28年3月策定）に基づき、森林による二酸化炭素吸収源対策を推進している。

2 地域環境の整備

(1) 「緑の基本計画」の策定と緑地の整備・保全

「緑の基本計画」は、まちの緑化の進め方や自然環境保全を図るための取組み、公園や緑地の整備方針等、緑のまちづくりを進めるに当たっての指針であり、住民意見を反映しながら策定・公表するものである。

現在、東温市・松山市・西予市の3市で策定・公表(市町村合併後の策定)しており、未策定の市町における早期策定を促進している。

また、都市の緑化推進としては、都市公園や街路樹などの緑地の整備や、既設の緑地に対して住民参加の維持管理を実施する等の効率的な維持・保全に取り組んでいる。

その他、民間の宅地開発等においては、開発許可制度等により緑地の適正な規制・誘導を行いながら、緑の保全や緑地の創出に努めている。

(2) 都市計画による地域づくり

県内の14の都市計画区域(図2-1-12 愛媛県の都市計画区域図 参照)では、都市計画法に基づき県が定める都市計画区域マスタープランに、福祉・医療・居住など日常生活に必要な都市機能の集積促進、コンパクトなまちと公共交通等の交通機関が連携したまちづくり、低炭素なまちづくり等をまちづくりの方針として定めることにより、県と市町が連携して環境負荷の少ない地域づくりに努めている。

また、都市計画区域の土地利用や、道路・公園等の都市施設の都市計画の策定に当たっては、日常生活に必要な都市機能の集積促進、公共交通機関の利用促進、ごみ焼却熱等を活用した熱の共同利用、緑化の推進等による低炭素まちづくりを目指した総合的な検討や関係機関等との調整に努めている。

第6節 地球温暖化への適応の取組

1 適応策の方向性の検討と適応に関する意識の向上

地球温暖化対策に関する知識の普及・啓発を図るとともに、地球温暖化防止に向けた取組を推進するため、次の事業を実施した。

(1) 地球温暖化適応策普及啓発事業

温室効果ガス排出を抑制する「緩和策」と同時に、既に起こりつつある温暖化による影響に対応した自然・人間社会の在り方を調整する「適応策」の重要性について普及啓発を図った。

実施日：平成27年10月10日～11日

開催場所：エミフルMASAKI

内容：地球温暖化の影響や「適応策」の説明、県の農林水産部門の取組み事例等についてパネル展を開催し、適応策に対する知識と認識を高めた。

第7節 オゾン層保護対策

1 概況

地球を取り巻くオゾン層は、太陽光に含まれる有害な紫外線（UV-B）の大部分を吸収し、私たち生物を守っている。このオゾン層がフロンなどの物質により破壊され、有害紫外線の地上照射量が増大した場合には、皮膚がんや白内障の増加などの人の健康への影響のほか、陸生、水生生態系への影響などが懸念されている。

オゾン層の破壊は、熱帯域を除き、ほぼ全地球的に進行しており、特に南極の上空ではオゾンの減少率が激しく、日本上空では札幌において主に1980年代に減少傾向がはっきりと現れており、1990年代後半以降増加傾向は見られるものの、1979年の基準量に比べると依然として減少している。

2 オゾン層保護対策

オゾン層保護対策については、「オゾン層の保護のためのウィーン条約」に基づき、国際的な取組が進められ、我が国においても「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）」を制定し、フロンなどの生産規制等を実施している。また、冷蔵庫、ルームクーラー、カーエアコンや空調機器に冷媒として使用されているフロンについては、市町、自動車販売店や冷凍空調設備業者などの業界団体等による回収が進められている。なお、冷蔵庫等の廃家電品については、平成13年4月からは家電リサイクル法が施行され、メーカーにフロン回収が義務付けられた。また、平成13年6月には、カーエアコン及び業務用冷凍空調機器のフロン回収の義務付け、フロン類回収業者等の登録、フロン回収破壊費用の負担等を定めた「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」が公布され、平成13年12月から順次施行され、平成14年10月に完全施行された。なお、カーエアコンの冷媒フロン類については、平成17年1月1日からは「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」に基づいて回収・破壊されることとなった。

フロン回収破壊法は、平成25年6月に、廃棄時等におけるフロン類の回収・破壊の実

施に加え、フロン類及びフロン類使用製品の製造・使用段階における対策を講じ、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全般にわたる抜本的な対策を推進するため改正され、また、法律の名称も、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」に改められ、平成27年4月1日から全面施行された。

フロン回収を促進するための組織としては、平成11年6月に、県内の関係団体により愛媛県フロン回収・処理推進協議会が設立されており（平成23年6月から愛媛県フロン等環境対策連絡協議会へ名称変更）、平成21年度から23年度にかけて緊急雇用対策事業を活用して同協議会の構成団体である一般社団法人愛媛県冷凍空調設備工業会に委託し、フロンの回収に関係する設備業者や解体業者等を直接訪問し、法令遵守の啓発に努めた。

さらに、平成25年8月2日、不測の災害に備えて、冷凍空調機器の冷媒の漏えい防止や適正な回収・処理等を円滑に行うため、県と一般社団法人愛媛県冷凍空調設備工業会との間で、「災害時における冷凍空調機器の冷媒処理等の協力に関する協定」を締結した。

・第一種フロン類充填回収業者の登録の状況

フロン排出抑制法に基づき、県は、409事業者（平成28年3月31日現在）について第一種フロン類充填回収業者（業務用冷凍空調機関係）の登録を行っている。

・フロン類の回収状況

本県の平成27年度の業務用冷凍空調機器からのフロン類回収状況は、表2-2-2のとおりである。

表2-2-2 平成27年度におけるフロン類回収量（単位：kg）

フロン種類	CFC	HCFC	HFC	計
回収量	1,608.0	32,973.2	14,729.9	49,311.1

※CFC…クロロフルオロカーボン、HCFC…ハイドロクロロフルオロカーボン
HFC…ハイドロフルオロカーボン